

報告第1号

地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分した（仮称）本所地域
プラザ新築工事請負契約の一部変更に係る報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成25年8月30日、（仮称）本所地域プラザ新築工事請負契約の一部変更について次のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

なお、この案件は、平成25年8月30日までとしていた工期を早急に延長する必要が生じたため処分したものである。

平成25年9月10日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

（仮称）本所地域プラザ新築工事請負契約の一部変更について

（仮称）本所地域プラザ新築工事請負契約の一部を下記のとおり変更する。

記

工 期 の 変 更 変更前 契約締結の日の翌日から289日間

変更後 契約締結の日の翌日から平成25年9月14日まで